

## 旅費及び諸謝金規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の理事、監事（以下「役員」という）の他、専門委員会等の委員（委員長を含む。以下「委員」という）が公務のための出張に要した費用（旅費等）及び諸謝金の支給について定めるものである。

### 第2条（旅費）

- 1 旅費の種類は国内出張又は国外出張に伴う費用のうち、以下各号に定めるものをいう。
  - （1）鉄道運賃、航空運賃、船舶運賃、バス運賃等の交通費
  - （2）宿泊費
  - （3）通信費、書類印刷費
  - （4）駐車料金、有料道路料金及び自家用車の燃料費
  - （5）その他の必要経費であって、本協会が旅費として認めるもの
- 2 交通費は原則として実費を支給するものとし、第4条に従って算定するものとする。
- 3 国内宿泊費は12,000円を上限とする。ただし、地域格差を考慮して、合理的で妥当な金額の宿泊先を選択するように努めなければならない。
- 4 国外への出張に伴う旅費については、別途定める。
- 5 都道府県パワーリフティング協会及び傘下の群市区町村パワーリフティング協会（以下、一括して「都道府県協会」という）が開催する審判講習会の講師として又は1級公認審判員及び2級公認審判員の昇級試験の試験官として、役員又は委員が参加する場合の旅費は、都道府県協会が受験料又は認定料の中から支払うものとする。
- 6 自家用車を利用した出張について発生した費用については、公共交通機関の利用が困難である場合であって、最も経済的且つ効率的な経路（有料道路、フェリーを含む）を利用したときに支給するものとする。なお、燃料費については第6条、有料道路の料金については、第7条に従って算定するものとする。

### 第3条（旅費、諸謝金等の支給）

- 1 役員及び委員が次に定める公務に携わる場合に、旅費を支給する。
  - （1）社員総会及び理事会への出席
  - （2）理事会の承認に基づいて開催する専門委員会等が主管する講習会、会合、公式競技会その他の会議及び事業であって、かつ経理責任者が旅費を支給すると承認したもののへの出席
- 2 役員でない専門委員会の委員が、前項各号に規定する公務に携わる場合、1日の実働時間の多寡にかかわらず、1日当たり5000円を上限として諸謝金を支給することができる。ただし、移動のみの日は支給対象としない。
- 3 前項に定める公務への日当については、主管協会その他の当該公務を主管する団体から別途諸謝金が支給される場合には、支給しないものとする。
- 4 役員は、本協会が主催する全日本パワーリフティング選手権大会等の全国規模の大会

に、審判員、陪審員、テクニカルコントローラー等の大会運営に関わるスタッフの一員として協力する場合、定款第27条及び役員報酬等及び費用に関する規程第3条の規定にかかわらず、審判員手当を超えない範囲で諸謝金を受け取ることができる。

#### 第4条（運賃の算定）

- 1 旅費のうち鉄道運賃、航空運賃、船舶運賃及びバス運賃については、出張する役員の住所地に最も近い主要駅（空港、船舶港を含む）を起点として、公務の場所に最も近い主要駅（空港、船舶港を含む）までの区間までであって、最も経済的且つ効率的な経路及び交通手段により発生した費用を支給するものとする。
- 2 前号に定める旅費のうち、鉄道運賃については、乗車賃及び新幹線を含む特急の普通座席指定料金を支給するものとし、航空運賃、船舶運賃及びバス運賃については、普通座席運賃を支給するものとする。
- 3 タクシーの運賃については、役員及び委員が、出張先において公共交通機関による移動手段がない等のやむを得ない場合に限り支給するものとし、当該タクシーの運賃を実費で支給するものとする。

#### 第5条（自家用車の燃料費の算定等）

- 1 自家用車の燃料費は、資源エネルギー庁が公表する「石油製品価格調査」におけるレギュラーガソリンの価格とする。
- 2 前項のレギュラーガソリンの価格は、自家用車の移動を伴う公務が実施された月及び当該公務への出発地における価格を適用し、10分の1を乗じて得た値を1kmあたりの金額とする。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。
- 3 自家用車の燃料費の支給を申請する者は、当該申請書に、公務のために自家用車で移動した実走行距離を記載して申告するものとする。

#### 第6条（有料道路の料金の算定等）

- 1 公務への移動のために自家用車で有料道路を走行した場合であって、当該有料道路の実走行距離が片道50kmを超え、かつ一般道路の走行した場合に比して30分以上移動時間が短縮されたときは、実際に支払った当該有料道路の料金額を支給するものとする。
- 2 前項の費用の支給を申請する者は、当該申請書に、有料道路の走行距離、一般道路利用時と比較して短縮された移動時間及び実際に支払った有料道路の料金を記載して申告するものとする。
- 3 前条及び本条に定める費用は、公務のない日についてなされた移動については、本協会の判断により支給しないことができる。

#### 第7条（旅費等の支給方法）

- 1 旅費の支給は、第3条第1項に定める公務に出席又は参加した役員又は委員（以下、本条において「申請者」という）が、公務終了後に本協会へ本条に従った旅費支給の申請を行い、本協会が本規程に基づいて支給を相当と判断した場合にのみ行われるものとする。申請書の形式及び記載事項については、本規程及び本協会において別途定める内

容に従うものとする。

- 2 申請者は、第3条第1項第2号に該当する場合は、当該旅費請求に関する申請書の他、理事会宛ての出張報告書を提出しなければならない。
- 3 前項に定める旅費支給に関する申請書には、領収書等の支払いを証明するに足りる資料又は書類（以下「証明資料」という）の添付をしなければならない。
- 4 申請書に証明資料の添付がなく、又は添付があっても支払いを証明することができない場合は、本協会は追加の証明資料を申請者に徴求することができるものとし、これに応じない場合又は証明するに足りないと本協会が判断した場合には、旅費を支給しないものとする。

#### 第8条（特例）

「倫理委員会規程」において規定される倫理委員会及び不服審査委員会の委員に対しては、諸謝金を支給するものとする。諸謝金の算定については、委員が弁護士等の法律に精通した学識経験者の場合は、当該委員との間で締結される個別の契約において定めるものとし、その他の場合は第3条第2項に定める金額とする。

#### 第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年9月16日に制定し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年11月7日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、令和元年8月12日に改訂し、同日より施行する。
- 5 この規程は、令和4年2月16日に「旅費、日当に関する規程」から改称及び改訂し、同日より施行する。
- 6 この規程は、令和4年9月22日に改訂し、同日より施行する。
- 7 この規程は、令和5年7月5日に改訂し、同日より施行する。